

## 滋賀地方最低賃金審議会の意見に関する公示

滋賀労働局一般公示第 38 号

平成 30 年 10 月 30 日滋賀地方最低賃金審議会から「滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金」、「滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」及び「滋賀県各種商品小売業最低賃金」の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、滋賀県の区域内でガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、自動車・同附属品製造業若しくは各種商品小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、平成 30 年 11 月 14 日までに滋賀労働局長あて（大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働局労働基準部賃金室）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成 30 年 10 月 30 日

滋賀労働局長 石坂 弘秋

## 記

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レン

ズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金、滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定に係る滋賀地方最低賃金審議会の意見の要旨

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金及び滋賀県各種商品小売業最低賃金を次表のように定めること。

最低賃金の件名 適用範囲	滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
1 適用する地域	滋賀県の区域		
2 適用する使用者	<p>前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者</p> <p>(1) ガラス・同製品製造業</p> <p>(2) セメント・同製品製造業(生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く。)</p> <p>(3) 衛生陶器製造業</p> <p>(4) 炭素・黒鉛製品製造業</p> <p>(5) 炭素繊維製造業</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所</p> <p>(7) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>	<p>前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者</p> <p>(1) はん用機械器具製造業</p> <p>(2) 生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。)</p> <p>(3) 業務用機械器具製造業(事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業又はこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所に限る。)</p> <p>(4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>	<p>前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者</p> <p>(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。)</p> <p>(2) 光学機械器具・レンズ製造業</p> <p>(3) 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>(4) 電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。)</p> <p>(5) 情報通信機械器具製造業</p> <p>(6) (1)又は(2)に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所</p> <p>(7) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>
3 適用する労働者	<p>前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>	<p>前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>	<p>前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務</p> <p>ロ 手作業による刻印、包装又は選別の業務</p> <p>ハ 部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務</p>
4 前号の労働者に係る最低賃金額	1時間 905円	1時間 910円	1時間 894円
5 この算定賃金において賃金に算入しないもの	精皆勤手当、通勤手当及び家族手当		
6 効力発生の日	法定どおり		

最低賃金の件名	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	滋賀県各種商品小売業最低賃金
適用範囲		
1 適用する地域	滋賀県の区域	
2 適用する使用者	前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 自動車・同附属品製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 各種商品小売業 (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
3 適用する労働者	前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務	前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
4 前号の労働者に係る最低賃金額	1時間 914円	1時間 840円
5 この算定賃金において賃金に算入しないもの	精皆勤手当、通勤手当及び家族手当	
6 効力発生の日	法定どおり	